

平成25年度第1回（第21回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成25年4月25日（木） 於：外務省666号会議室	
委員	委員長 中里 実 委員 中谷 和弘、三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	1/3 件	審査対象： 平成24年度第3四半期
一般競争方式（上記以外）	3/51 件	
指名競争方式	0/6 件	
企画競争に基づく随意契約方式	2/62 件	
公募に基づく随意契約方式	0/1 件	
その他の随意契約方式	4/42 件	
合計	10/165 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	当省会計課長、及び同課調達官より、「平成25年度外務省調達改善計画」の策定にあたり、「平成24年度外務省調達改善計画」、右「調達改善計画の上半期自己評価報告」等を踏まえて策定する旨委細説明し、委員より了解を得られた。	

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見等なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不働状況 （特段の意見等なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見等なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>①－3「在外公館用モバイルパソコン等賃貸借及び保守」業務委嘱（一般競争入札：政府調達）</p> <p>○本件モバイルパソコンは調達台数が多いものの、一般的な製品であると思料するが、その応札者が2者である理由如何。 また、見積書は3機種より入手しているが、この他に本件仕様に適った機種はあるのか。</p> <p>○本件機器は「契約終了後に貴省の責任で廃棄処分する」とあるが、まだ使用可能であったりする機器はどうするのか。また廃棄処分はどのようなされるのか。</p> <p>②－50「外交行囊用外袋の製造・納入」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○外交行囊袋は相当特殊な製品であり、多くの事業者が製作しているものではないと思料するが、どのくらいの事業者があるものなのか。</p>	<p>●本件機器は一般的な製品であるが、調達する際の仕様の留意点として、庁舎外及び出張時等の使用も想定し、機器本体内蔵のバッテリー稼働時間を13時間としたことも、応札者数が限られた要因と思われる。 また、機種は他に3～4機種ある。</p> <p>●本件機器はリース物件であるので、契約終了後は使用していない。 処分については、本省使用であれば請負業者をして廃棄するが、在外公館で使用していたものは秘密保全の観点からハードディスクを抜いた上で現地の業者により廃棄している。</p> <p>●外交文書、物品をいかに安全、かつ確実に送受できるような素材の生地を選定する必要があり、製造方法等についても非常に細かく仕様を定めており、右に適った製品を製造できる事業</p>

委 員	外 務 省
<p>②-31 「乗用自動車（ハイブリッド車）交換購入」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○仕様書の書き方によっては、自ずと車種が限定されてしまうようなことがあるが、本件ではどうか。</p> <p>○本件交換購入はハイブリッド車ではなく、燃費が良ければハイブリッド車でなくともよいのか。</p> <p>②-35 「アフリカ開発会議（TICAD）事務局設置用什器類等一式の賃貸借契約」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○事務用品の賃貸借ということで、契約内容は一般的な案件と思料するが、本件が一者応札となった理由如何。</p> <p>④-58 「第9回日本・シンガポール・シンポジウム日本側事務局」業務委嘱（企画競争）</p> <p>○本件企画競争に応募した事業者は一人だが、第1回から本9回目まで同じ事業者が受注したのか。</p>	<p>者は少数で例年の応札者は2者程度である。</p> <p>●仕様書の作成にあたっては、予算の範囲内で相応と思われる複数のメーカー車両を参考とした。</p> <p>●本件は、「環境物品等の調達に関する基本方針」等を踏まえ、ハイブリッド車の購入としたものである。今後、ハイブリッド車よりも性能が良い車両が開発されるなどすれば、検討の余地があるものと思料する。</p> <p>●借上げる事務用品類は単に事務机にとどまらず、キャビネット類やソファなどのあまり一般的には要望のないものも含まれており、在庫のないものを新規に購入してまで、他者と競争するメリットがなく、かつ短期間の契約期間であることなどから、事業者が限定的となったものと思料する。</p> <p>●第7回から本件事業者となっているが、初回からすべてが同一事業者ではない。 なお、一人応募となった理由としては、本件委託業務を実施する能力を備えたシンクタンクが限られていると共に、会場設営などのロジ的な会議運営も行わなければならないこと、また予算的な制約もあったためと考えられる。</p>

委 員	外 務 省
<p>④-60「新統合 Web 環境（データセンタ、ハードウェア及びソフトウェア、アプリケーション開発・移行）構築・運用保守業務一式」業務依頼（一般競争入札）</p> <p>○本件の要件定義書は非常に分厚いものだが、実際に事業者より企画書が提出された場合にこれをどのようにチェックしたのか。</p> <p>⑥-1「在留届電子届出システムサーバ等一式賃貸借・保守業務委嘱（随意契約）</p> <p>○本契約の再リース期間は、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの半年間となっているが、今年度（25年）はどうなっているのか。</p> <p>○本件契約書の相手先が2者となっているが、その役割はどのようなものか。</p> <p>⑥-28「原子力安全に関する福島閣僚会議における会議会場等提供」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○本件会議の開催は、昨年12月15日から17日の3日間であり、他方、会議場借上げ期間は同月8日から19日までとなっているが、右借上げ期間は妥当であるのか。</p> <p>○本件会議場は、IAEA（国際原子力機関）側が示す基準を満たす会場として、「ビックパレット福島」が選定された由であるが、他の会議場での選択はなかったのか。</p> <p>○本件は、会議場の借上げのみの契約であるのか。</p>	<p>●チェックリストの活用とヒアリングによるチェックを行った。また、PMO（プロジェクト・マネジメント・オフィス）としてシステム構築に経験を有するコンサルタント（別途契約）により、要件定義書の作成等を通じ、本件事業者選定に関する総括的な支援を得た。</p> <p>●今年度は10月に機器入替えを予定しているため、4月以降9月までの再リース契約を締結している。</p> <p>●本件契約においては、機器の賃貸借と保守を同一の事業者により対応できないために、賃貸借と保守に関わる事業者に区分したものである。</p> <p>●会議場設営及び撤収作業に要する時間を見越しての借上げ期間となっており、妥当なものである。</p> <p>●福島県において開催することが決定された本件会議について、会議場スペースや部屋数、通訳システムの完備などについてIAEA関係者と打ち合わせた結果、当該会議場が福島県内で必要な条件等を満たす唯一の会場であったものである。</p> <p>●会議場の借上げのみであり、会議場内で利用する消耗品や備品等については、別途契約を行っている。</p>

委 員	外 務 省
<p>○本件支出の内訳が外務省・経産省・環境省と で2：1：1の支出割合となっているが、こ れはどういうことか。</p> <p>⑥-29「在パプアニューギニア日本国大使館 施設新営計画」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○本件は指名型プロポーザル方式によるもの だが、これはどのような方式であったのか。</p> <p>○本件のような治安の悪い国における大使館 事務所などは、その構造上などにおいて他の 地域の大使館と比して特に配慮する点があ るのか。</p> <p>⑥-37「図書館業務管理システム用ソフトウ ェア賃貸借」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○本件のソフトウェアは何年毎くらいにアッ プグレードをするものなのか。</p> <p>○本件仕様書の中にはリファレンス一覧があ るが、これは一般の者も閲覧することができ るのか。</p>	<p>●本件は3省庁の共管となっており、当省が他の 2省庁より支出委任を受けた形で契約等を一 括行っているものである。また割合について は、会議内容等を考慮しつつ協議の上、決定さ れたものである。</p> <p>●本件は、広く公平性を保つために、外務省競争 参加資格登録業者128者（測量・建設コンサル タント等（建築関係建設コンサルタント業） 分野「A」及び「B」等級の者）に設計プロポ ーザル（技術提案）の参加意向確認を行い、そ の内の参加希望者8者の中から現地における 業務実績等の一定の参加条件を満たす者で、更 に技術者の業務経験・能力等の評価値が高い上 位3者を指名した上で設計プロポーザルの審 査を実施し、最終的に1者に決定した。</p> <p>●各国所在の大使館には状況に応じたセキュリ ティレベルがあり、右に伴い塀や忍び返しなど の柵、防衛線となる外壁の設置、また建物内部 においても警備設備の設置を計画している。当 該国の大使館ということでは、我が方セキュリ ティの中でハイレベルの配慮としている。</p> <p>●本システムについては、契約期間の終了を念頭 に、当該時点におけるシステムを取り巻くセキ ュリティ状況、パソコン環境の変化を考慮して 入れ替え、グレードアップを図ることとしてい るものである。本契約は、平成27年度末まで の複数年契約をしている。</p> <p>●本件図書館業務管理システムは、省員を対象 として運用しているため、一般の方の閲覧はで きないものである。</p>

委 員	外 務 省
<p>○本件が今後も同一事業者により継続していかざるを得ないのであれば、それなりに継続していく上でのメリットがあることをもっと見出すことが肝要であると思料するが如何。</p>	<p>●他社における本件同様のカスタマイズを含めた参考見積もりにおいては、本件事業者が廉価であるなどの確認を行っており、CIO 補佐官から契約内容、及び価格について妥当との見解を受けている。</p>